

安全報告書 2017

1. トップメッセージ

安全報告書の公表にあたって

当社は、「阪神なんば線」のうち西九条～大阪難波間の鉄道施設を保有する第三種鉄道事業者であり、平成21年3月20日に開通した同区間につきましては、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が列車の運行及び施設の保守管理を行っております。

さて、平成18年10月に施行されました「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」により、当社におきましても建設工事中の安全確保について安全管理規程を制定しておりましたが、開業に際して、これを改正するとともに、施設の使用及び管理に関する協定を阪神電気鉄道株式会社と締結し、第三種鉄道事業者としての安全管理体制を明確にしています。

平成22年度からは、この協定に基づく阪神電気鉄道株式会社からの施設の保守管理の実施状況等の報告を年1回から半期毎の年2回とし、さらに平成23年度、平成28年度には阪神電気鉄道株式会社により当社の安全管理体制に係る内部監査を実施し、その助言に基づき、平成24年度からは同社が実施する当社鉄道施設に関する訓練への参加を行うなど、非常時に備えた取組みを継続しております。加えて平成29年度からは、安全管理体制のさらなる強化として経営幹部の会議体である「常務会」を安全マネジメントにおける内部監査に代わりうる位置付けとして運用を開始しております。

また、平成26年6月には阪神電気鉄道株式会社とともに国土交通省による保安監査を受け、輸送の安全の確保に関する取組みについて監査いただいたところ、特段の指示・指摘事項はありませんでした。今後とも充実した安全管理体制を構築し、安全確保に最大限の努力をしてまいります。

平成29年9月

西大阪高速鉄道株式会社 取締役社長 佐々木 浩

2. 安全方針

社長及びその他の役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めており、次の「安全方針」を掲げ、社員に周知・徹底しております。

安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長・役員、社員一同、安全確保に最善の努力を尽くします。

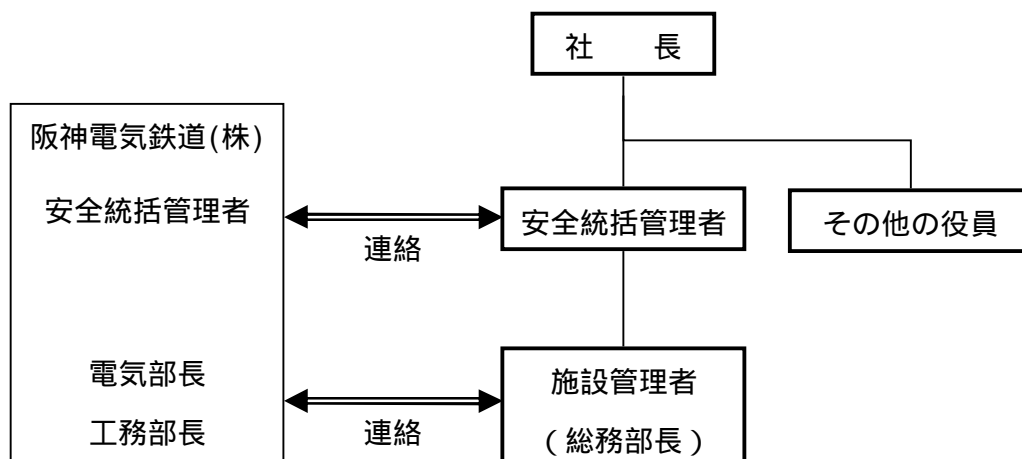
輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。

安全管理体制を適正に運用するとともに、継続的な改善を図ります。

3. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

鉄道事業における安全の確保に関する体制は、下記のとおりとし、社長をトップとして、各責任者の役割及び権限を明確にしております。



社 長：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

施 設 管 理 者：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。

総 務 部 長：輸送の安全の確保に必要な要員、投資、財務に関する事項を統括する。

(2) 安全管理方法

当社は、西九条～大阪難波間の鉄道施設の保有主体であります。第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社との間で締結した協定に基づき、当該鉄道施設の保守管理につきましては、同社が行い、当社は、その実施状況等について報告を受け、安全性を確認するとともに、必要に応じて、同社に改善等を指示することとなっております。

昨年度の保守管理の実施状況等につきましては、平成28年10月及び平成29年4月の2回にわたり、同社から報告を受け、安全性を確認しております。

さらに平成24年度からは同社が実施する当社鉄道施設に関する訓練への参加を毎年行っており、同社との確実な情報共有に努めながら保守管理体制の強化を図っております。

4. 安全に関する状況

平成28年度における当社施設の保守管理等において、第三種鉄道事業者として報告すべき不具合・事故の発生等はありません。

5. 内部監査の実施

平成23年12月ならびに平成29年2月に、当社安全管理体制の維持状況の確認を目的として、阪神電気鉄道株式会社による内部監査を実施いたしました。平成29年2月における評価・助言の概要は以下のとおりです。

(1) 評価

安全統括管理者は「安全は自分の目で確かめる」という考えのもと、自ら適宜、現場に赴き施設管理に関して気が付いたことがあれば、速やかに阪神電気鉄道株式会社の担当部署に確認、指示していることを確認した。また、施設管理者も、安全統括管理者のこの考えを踏まえ、第二種鉄道事業者が実施する水防訓練に帯同し、施設の異常有無を確認するなど、第二種鉄道事業者との情報共有・連携を充実させており、施設保有者として安全管理に高い意識を持って取り組んでいることを確認した。

(2) 安全管理体制を更に向上するための助言事項

マネジメントレビューに関し、安全重点施策の各項目についての審議結果の記録作成を検討すること。

安全管理体制を自己点検する仕組みを検討すること。

6 . 今後の安全確保の方針

列車の運行及び施設の保守管理については、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が行っておりますが、当社におきましても安全管理体制の継続的改善を図り、第二種鉄道事業者との連携を図りながら安全確保に努めてまいります。

以 上